

第7期 雲南市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和2年12月21日(月) 13:30~15:10

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(19名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭
9番 高橋 一裕	10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫
13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司
17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎	

4. 欠席委員(0名)

5. 事務局又は説明者 統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦
主 幹 錦織慎司 国土調査課 武田主査

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第49号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第50号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第54号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第55号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第6回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番奥田武委員、14番渡部晴夫委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第49号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書6ページ、議第49号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。7ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇、地目は登記簿畑1筆、現況荒廃農地で面積は59㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、平成元年に父が死去したことに伴い、当該土地の管理が不十分となり、加えて隣地が山林であったため、山林原野化してしまった。ということです。令和2年12月9日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第49号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第49号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第50号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第50号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。9ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。</p> <p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番～2番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆で関係者は1名、合計面積は1,191㎡です。令和2年11月26日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号3番～5番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆、畑1筆で、関係者は1名で合計面積は2,416㎡です。令和2年11月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田4筆、畑1筆の合計5筆、関係者は2名で合計面積は3,607㎡です。</p>
	<p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第50号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第50号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第51号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第51号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書11ページからご覧下さい。図面資料は9ページからです。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇の1筆です。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は276㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。</p> <p>譲渡の申請事由は、相続財産管理人の職務の一環として、管理する相続財産のうち農地を処分する。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇の1筆です。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は86㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇の3筆です。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は412㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。</p> <p>譲渡の申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、空家付農地制度を利用するため。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号4番、議案書は12ページをご覧ください。〇〇町〇〇の4筆。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は2,074㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
4 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
4 番	<p>4番です。申請番号3番の件について、空家付農地制度を利用するという事で、聞き</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>取り調査を12月7日に推進委員さんとわたくしとで、聞き取りシートを基に本人さん宅へ伺っておりますので、説明させていただきます。</p> <p>①なぜ農地を取得したいのか。ということですが、野菜を作ってみたいということでした。②なにを栽培作付するのか。ということですが、白菜、ホウレン草などいろいろな野菜類を作ってみたいということでした。③不作付地の管理はどうするのか。ということですが、将来は作付けする予定ですが、とりあえずは草刈りなどをしていきます。ということでした。④農機具の使い方を知っているか。ということですが、知っています。ということでした。⑤不安に思うことはあるか。特にない。ということでした。⑥地域の共同作業活動に参加するのか。ということにつきましては、現在しています。ということでした。⑦地域住民と交流を図るのか。ということにつきましては、現在図っています。ということでした。⑧農業について、何か知りたいか。ということですが、特に今のところはないということでした。⑨将来の展望は。ということですが、果樹の方を育ててみたいという希望があるようでした。⑩農業委員会への要望が何かないか。ということですが、今のところは特にないということでした。⑪その他。特にございませんでした。以上で報告終わります。</p>
議 長	<p>他に、補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第51号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第51号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第52号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。なお、今回の申請件数は1件でございますが、議事参与の制限に該当する、申請番号1番の案件について審議いたしますので、雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、3番〇〇委員にはご退席願います。 (3番〇〇委員 退席)</p>
議 長 事務局	<p>それでは、申請番号1番の案件について、事務局より説明を求めます。 議案書13ページ、議第52号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。14ページをご覧ください。図面は、22ページから掲載していますので一緒にご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇4筆。地目は登記簿田1筆、畑3筆現況すべて宅地で申請面積は合計1,745㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は牛舎堆肥舎サイロ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>倉庫で牛舎1棟、堆肥舎2棟、サイロ2棟、倉庫1棟を建設されます。転用理由は、牛舎堆肥舎倉庫サイロを建築し酪農経営の規模拡大を図りたい。とのこと。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和48年頃より牛舎堆肥舎サイロ倉庫を建設してしまった。とのこと。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>農地区分は、土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地である。ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、令第4条第1項第2号のイに規定する、申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物施設の用に供するために行われるもの。の場合の農業用施設に該当すると考えます。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
7 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
7 番	<p>7番です。確認委員は地区の推進委員さんですが、わたくしが聞き取り調査をしましたので、ご報告をいたします。11月29日に申請者の牛舎のところに行きまして、聞き取りを行いました。申請を行うことになった経過でございますが、昭和50年頃に新設をされました市道、当時は町道でしたが、市が登記をする必要があるということで、登記事務を進められる中において、当該農地の転用が行われてなかったということが判明した。ということでございます。転用目的は、酪農経営の規模拡大のために、牛舎堆肥舎倉庫サイロを建築するものでございます。いつ頃からかということについては、昭和48年頃だそうでございます。始末書が出ておりますので、お読みの方が経過がわかると思います。始末書、この度昭和50年頃土地改良にあわせて新設をされた町道が一部登記されていなかったようで、建設課の方でその作業に入られました。その中で隣接地であるわたくしの牛舎の土地が農地のままで転用がしてないと指摘され、大変驚いた次第であります。この牛舎は昭和48年度に〇〇町第二次農業構造改善事業により、農事組合法人のうちの1個として建設されました。その後建物は平成7年に払い下げを受けられて、また土地は平成18年お父さんから相続で引継ぎをされておりますが、そのいずれの機会もわたくしの農地法の認識不足から気付きませんでした。今回指摘されるまで47年もの間、無断転用していたことは大変申し訳なく思っているところでございます。今後はこのようなことがないように万全を期してまいりますので、お取り計らいのほどをよろしくお願ひいたします。申請者からの始末書が出ておりますので、ご照会申し上げて聞き取り調査の報告といたします。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第52号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第5 2号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p> <p>3番〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>(3番〇〇委員 着席)</p>
議 長 事務局	<p>次に、議第5 3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書15ページ、議第5 3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今回3件の申請が出ております。議案書16ページをご覧ください。図面資料は28ページからです。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1,080㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。</p> <p>転用目的は、住宅団地造成で、特定建築条件付売買予定地として、4区画の分譲宅地を造成されます。転用理由は、申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地として造成分譲する。ということです。申請に必要な3要件ですが、土地購入希望者は概ね3か月以内に転用事業者の指定する建設業者と建築請負契約を締結すること、もし締結されなかった場合は土地売買契約が無効になること、このことが契約書に明記されていることについては、提出された契約書案および申請書の記載で確認いたしました。事業計画期間内に売れ残った区画が出た場合、転用事業者が自ら住宅を建築することについては確約書と、全ての区画に住宅を建てられるだけの資力があることを証明する残高証明書が提出されております。以上のことから、申請に係る3要件は満たしている、と判断いたしました。</p> <p>土地代・確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は38㎡です。地目筆別面積は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。</p> <p>転用目的は道路で、自宅への宅地進入路を整備されます。転用事由は、申請地を譲り受け、自宅への進入路として造成利用する。ということです。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の知識不足から、昭和60年頃に宅地進入路として事前着工してしまった。ということです。土地代・確認委員は議案書の通りです。農用地区域外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は140㎡です。地目筆別面積は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。</p> <p>転用目的は資材置場で、生業建具製造販売業に必要な資材倉庫と駐車場を整備されます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>土地代・確認委員は議案書の通りです。農地区分と許可条項は、申請番号2番と同じです。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長 15番	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
議 長 15番	<p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p>
議 長 17番 議 長 17番	<p>15番です。申請番号1番につきまして説明いたします。12月17日地元推進委員さんとわたくしとで、現地確認並びに譲受人のところで聞き取り調査を行いました。3件ほど調査を行いました。まず第一に、購入されるにあたっての経緯なんです、元々この地権者の方が高齢で耕作維持ができないということで、知人の方に耕作を今まで頼んでおられましたけれども、その知人の方も高齢でできないということで、たまたま地元の譲受人のところで相談に行かれたそうです。そこで譲受人のところでは、農地としては利用できないけれども立地条件もいい所であることから、宅地として利用したいということで話がまとまったそうです。二つ目として、周りに2カ所ほど田と畑がありますけれども、それに対して影響がないかというところで、現地調査はしましたけれども、北側は住宅の庭があつて、南側は道路一つ挟んでおりまして、日照条件もそこそこ日が当たるといふことで、作物を作るには問題ないと確認しました。三点目で、4区画の宅地造成の計画をしておられますけれども、さきほどいったとおり立地条件が非常にいい所で、周りにスーパーもあるし金融機関もあるといふことで、今現在で4軒の方と商談をされているといふことで、承認され次第早急に商談に入られるといふことです。1軒はほぼ決まっているといふ話をされました。以上です。よろしく審議の方お願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
議 長 17番	<p>はい。</p>
議 長 17番	<p>はい。どうぞ。</p>
議 長	<p>17番です。申請番号2番につきまして、始末書が出ております。〇〇推進委員さんが聞き取り調査を行っておられます。これまで借地でありましたが、所有者の方が今回購入してほしいという申し入れがあつて、当時手続きがきちつとしてないことから、でたものでございます。始末書を読ませていただきます。</p> <p>この度、農地法第5条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は畑でありましたが、宅地進入路が狭く不便なため昭和60年頃より拡張し、進入路として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意いたします。といふことでございます。ご審議の方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第53号農地法第5条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第53号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明するために、今回農地台帳システムの更新に伴い議案書の表記が変わっておりますので最初にそのご説明をいたします。</p> <p>変更内容は、利用権貸借のうち、一括方式による貸借および転貸は別の表にまとめられるようになりました。まず議案書19ページをご覧ください。</p> <p>今までの総会でも使用していた書式ですので、皆さまよくご存じの表記かと思えます。一番上のタイトル部分の最後に、カッコ書きで利用権貸借と表記されているのがこれまでと異なる部分ですが、それ以外は変わっておりません。いわゆる一般的な利用権貸借は、これまで通りこの表記をさせていただきます。</p> <p>次に議案書31ページをご覧ください。中間管理機構が借り受け、そのまま市の告示をもって転貸も行う一括方式については、このような表記に変わりました。表の左側から、貸借を行う農地の情報貸し手の情報借り手の情報とならび、その右に中間管理を行う団体名、島根県の場合は財団法人しまね農業振興公社の名前が記載されます。この一行で一括方式の場合の貸借転貸をすべて表示しておりますので、これまでいろいろな表記で試行錯誤しておりましたが分かりやすくなったかと思えます。</p> <p>皆さまにご注意いただきたいのは、今回こうして一括方式だけを抜き出して別の表になりましたので、例えば今回〇〇町は一括方式とそれ以外と両方ございますが、一般的な利用権貸借については22ページから26ページに記載されており、一括方式は31ページから32ページに記載されております。各町でご協議いただく際に、両方についてご確認いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>では、今月の議案についてご説明いたします。議案書18ページをご覧ください。今回は設定件数35件。内訳は〇〇町5件、〇〇町18件、〇〇町7件、〇〇町1件、〇〇町2件、〇〇町2件で、そのうち〇〇町、〇〇町、〇〇町の1件が一括方式による転貸となります。借り受け戸数は15戸となっております。中間管理機構が借り受けるものは、すべて一括方式となっており、議案書31ページの番号26番から33ページの32番までとなります。</p> <p>先ほどご説明しました通り、〇〇町が22ページから26ページと31・32ページ、〇〇町は27ページから29ページと32・33ページに分かれて記載されておりますのでご注意ください。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。さきほども事務局よりありましたとおり、今回より利用権貸借と利用権一括方式の資料を分けておりますので、協議の際にはご注意ください。また、議事参与の制限に該当する案件がございますので、協議の際にはご配慮願ひたいと思ひます。あの時計で、14時30分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">・・・・・・（休憩）・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3番、4番、23番、24番、27番及び32番を除く案件について、各町より発表していただきます。最初に○町よりお願ひします。</p>
7 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
7 番	7番です。○○町は、1番は新規ですが、妥当と判断いたしました。2番と5番は、再設定であり妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。
議 長	次に、○○町お願ひします。
9 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
9 番	9番です。25ページの新規の案件でございますが、従来からやっておられるということで、あとは、再設定であり妥当であると判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。
議 長	次に、○○町お願ひします。
2 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
2 番	2番です。18番から22番、いずれも同じ方がやっておられるということで、妥当であると思われまふ。32ページ31番ですけれども、新規の案件でございますが、妥当であると思ひます。審議のほどをよろしくお願ひいたします。
議 長	次に、○○町お願ひします。
4 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
4 番	4番です。30ページの25番ですが、現在やっておられる方ですので、妥当であると判断しました。審議のほどをよろしくお願ひいたします。
議 長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませぬか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませぬか。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3番、4番、23番、24番、27番及び32番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3番、4番、23番、24番、27番及び32番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。初めに〇〇町分の申請番号3番及び4番の案件は、雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、12番〇〇委員には、ご退席願います。</p> <p>(12番 〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号3番及び4番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
7 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
7 番	<p>7番です。3番、4番の案件につきましては、いずれも新規でございますが、受けられる方が農事組合法人さんでございまして、妥当であると判断いたしましたので、ご審議のほどをよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3番及び4番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3番及び4番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>12番委員にはご着席願います。</p> <p>(12番 〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、同じく議事参与の制限に該当する、〇〇町分の申請番号27番の案件は、雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、18番〇〇委員には、ご退席願います。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(18番 ○○委員 退席)</p> <p>それでは、申請番号27番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を○○町より、発表していただきます。</p>
9 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
9 番	9番です。27番につきましては、再設定でございますので、妥当であると判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号27番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号27番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>18番委員にはご着席願ひます。</p> <p>(18番 ○○委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、同じく議事参与の制限に該当する、○○町分の申請番号23番の案件は、雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、5番○○委員には、ご退席願ひます。</p> <p>(5番 ○○委員 退席)</p>
議 長	それでは、申請番号23番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を○○町より、発表していただきます。
13番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
13番	13番です。23番の案件でございますが、再設定であり妥当であると判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号23番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号23番の案</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。 5 番委員にはご着席願います。 (5 番 〇〇委員 着席)</p> <p>次に、同じく議事参与の制限に該当する、〇〇町分の申請番号 2 4 番の案件は、雲南市農業委員会会議規則第 1 0 条議事参与の制限により、1 1 番〇〇委員には、ご退席願います。</p> <p>(1 1 番 〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 2 4 番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p> <p>はい。</p>
4 番	<p>はい。どうぞ。</p>
議 長	<p>4 番です。3 0 ページの 2 4 番の案件でございますが、新規ではございますが特に問題は</p>
4 番	<p>はなく妥当であると判断いたしましたので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 5 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号 2 4 番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 5 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号 2 4 番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>1 1 番委員にはご着席願います。 (1 1 番 〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、同じく議事参与の制限に該当する、〇〇町分の申請番号 3 2 番の案件は、雲南市農業委員会会議規則第 1 0 条議事参与の制限により、8 番〇〇委員には、ご退席願います。</p> <p>(8 番 〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 3 2 番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p> <p>はい。</p>
1 6 番	<p>はい。どうぞ。</p>
議 長	<p>1 6 番です。3 2 番、新規ではございますが一括方式であり特に問題はなく妥当であると判断いたしましたので、よろしく願いいたします。</p>
1 6 番	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農</p>
議 長	<p>用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号3</p> <p>2番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用</p>
議 長	<p>集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号32番の案</p> <p>件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>8番委員にはご着席願います。</p> <p>(8番 ○○委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第55号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する</p> <p>意見具申について、を議題とします。国土調査課より説明を求めます。</p>
国土調	<p>国土調査課の○○と申します。よろしくお願います。</p>
査 課	<p>議第55号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具</p> <p>申について説明します。今回の対象地区は事業計画区域名、○○町○○地区○○1工区に</p> <p>ついてお願います。</p>
議 長	<p>初めに現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。現在、地籍調査を実施</p> <p>しているのは、○○町と○○町の2町にて実施しています。</p>
議 長	<p>○○町の進捗率は約96%、○○町については約68%であり、雲南市全体として約9</p> <p>4%の進捗率となっています。これは令和2年4月現在の数値となります。</p>
議 長	<p>また、参考として全国と島根県の進捗状況ですが、全国が52%、島根県も52%とな</p> <p>っています。</p>
議 長	<p>それでは今回お諮りする○○1工区について説明します。資料の44ページをご覧ください。○○1工区の実施区域図となります。</p>
議 長	<p>赤線で囲んだ箇所が今回の調査実施区域です。位置的には、東は○○2工区に隣接し、</p> <p>西は、出雲市及び○○町○○に隣接し、南は、○○3工区に隣接、北は○○町○○に隣接</p> <p>となっています。調査実施面積は1.63km²を実施しています。</p>
議 長	<p>次に議案書の35ページの地目変更一覧表をご覧ください。</p>
議 長	<p>まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が</p> <p>37筆、畑が81筆、合計118筆でした。対して調査後についてですが、田から他の地</p> <p>目として調査した内訳です。山林が23筆、原野が10筆、公衆用道路が3筆、小計36</p> <p>筆となっています。</p>
議 長	<p>次に畑の内訳です。宅地が3筆、山林が56筆、原野が5筆、雑種地が2筆、公衆用道</p> <p>路が3筆、墓地が2筆、小計71筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった</p> <p>筆の合計が107筆となっています。調査後の筆数については、調査による一部地目変更</p> <p>により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。</p>
議 長	<p>続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数</p> <p>は37筆、面積については2.12haありましたが、調査後につきましては筆数が1筆、</p> <p>面積が0.09haと変動しています。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>畑につきましては調査前の筆数は81筆で、面積については2.6haありましたが、調査後につきましては筆数が2筆、面積が0.1haと変動しています。</p> <p>筆数の変動については、合筆、地目変更により変わってきており、面積については、地目変更による筆数の減により面積変動が生じる要因となっています。また調査前の面積は登記簿の面積であり、調査後については現代の測量技術にて現地を実測した面積です。</p> <p>次に議案書の36ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地以外の地目についても調査前後の筆数・面積を載せてあります。詳細な説明については割愛させていただきますのでご覧いただきますよう、宜しくお願い致します。以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第55号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第55号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(15:10終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員